

赤磐市まちづくり審議会の運営について（案）

赤磐市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項のうち、赤磐市まちづくり審議会条例（以下「条例」という。）及び赤磐市まちづくり審議会会議運営規程に定めのない事項については、下記のとおり取扱うこととする。

記

1 会議の時間

原則、1回の会議について概ね2時間程度とする。

2 会議情報の公開

(1) 会議の開催については、原則、事前に市のホームページで告知する。

(2) 傍聴を希望する者は、受付表に住所、氏名及び年齢を記入することとする。

(3) 委員名簿の公開

委員名簿は、公開するものとする。名簿には、審議会での役職名（会長、副会長）、氏名、所属団体名称・職位を記載する。

(4) 会議録の公開

調製した会議録は、原則、会議資料と併せて市のホームページで公開する。

ただし、赤磐市情報公開条例第7条各号に該当する公開しないことができる情報又は公開することができない情報が記録されている場合は、会議録からその記録を削除することができる。

3 会議資料の事前提供

各委員の発言時間を十分確保し、効率的・効果的な会議とするため、事務局は会議資料を各委員に事前配付することとし、会議での説明は簡潔にするよう努める。